

平 30.11.7  
総 20 - 4

# 参 考 資 料

〔経済社会のICT化等に伴う納税環境整備のあり方について（意見の整理）〕

平成30年11月7日（水）

財 務 省

# 目 次

○ 経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する中間報告② (税務手続の電子化等の推進、個人所得課税の見直し)【平成29年 11月20日 政府税制調査会】(抜粋).....	3	・仮想通貨交換業者の対応(一般社団法人日本仮想通貨交換業協 会提出資料) .....	18
○ 自主的な適正申告の促進策.....	5	・年間報告書の提供(一般社団法人日本仮想通貨交換業協会提出 資料) .....	19
・シェアリングエコノミーに関する近年の動向(主なもの) .....	6	・自主的な適正申告のための仮想通貨交換業者から顧客への情報 提供(イメージ).....	20
・シェアリングエコノミーの仕組み.....	7	・金地金密輸事件の増加・巧妙化への対応.....	21
・シェアリングエコノミーの類型.....	8	・法定調書の本人交付の取扱いについて .....	23
・シェアリングエコノミーの市場規模.....	9	・国税庁ホームページの申告書作成システムにおける利便性の向上 策.....	24
・住宅宿泊事業法の概要.....	10	・マイナポータルを活用した申告の簡便化策(検討中の方向性のイ メージ).....	25
・住宅宿泊事業に係る情報連携 .....	11	・事業者の事務負担軽減措置(検討中の方向性のイメージ).....	26
・協会の自主的取り組み(一般社団法人シェアリングエコノミー協会提 出資料).....	12	○ 自主的な適正申告の担保策.....	27
・現状認識と要望(一般社団法人シェアリングエコノミー協会提出 資料).....	13	・法定調書制度の対象となる報酬・料金等の範囲.....	28
・仮想通貨取引に係る税務申告を取り巻く環境の変化(主なもの).....	14	・仮想通貨取引による所得の申告状況.....	29
・改正資金決済法等の概要.....	15	・現行の調書における仮想通貨の取扱い.....	30
・仮想通貨に関する所得の計算方法等について.....	16	・制度の信頼性向上に向けた取組(情報提供の仕組み)の各国比較.....	31
・「仮想通貨取引等に係る申告等の環境整備に関する研究会」につ いて.....	17		

## 経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する中間報告②

(税務手続の電子化等の推進、個人所得課税の見直し)【平成 29 年 11 月 20 日 政府税制調査会】

(抜粋)

### (2-2) 経済社会の ICT 化等を踏まえた所得把握のあり方

経済社会の ICT 化に伴い、前述のとおり、いわゆる「デジタルエコノミー」が発展し、これにより、例えばシェアリングエコノミーのような消費者間 (CtoC) や消費者・事業者間 (CtoB) のオンライン取引が拡大し、インターネットを通じて個別の仕事を請け負う新たな働き方 (いわゆる「ギグエコノミー」) も増え始めている。こうした動きは、新たな成長市場を創出する可能性があり、我が国経済にとって、その成長と発展が望まれることは言うまでもない。他方、ICT 化が進化した経済社会における取引については、一般に、

- ・ 市場参加者の匿名性が高いこと
- ・ 事業者と顧客の 1 対 1 の取引ではなく、ネットワーク上にいる全市場参加者の多数対多数のマッチング市場で行われるものであること
- ・ 商品・サービスの消費者と提供者が、卸売等の仲介事業者を挟まず、直接接触し、取引が行われること

などの特徴を有しているが、従来型の経済取引を前提とした様々な枠組みや制度が、このような新たな取引の実態に十分に追いついていない面があり、市場の健全な発展のためにも適切な対応が求められる。

税制との関係では、デジタルエコノミーにおける取引を通じて稼得する者の所得をいかに適切に把握するかが論点となるが、当調査会としては、こうした課題について、諸外国においてどのような対応が行われているか調査を行った。

一連の海外調査を通じて、主要国においては、大別して、①一定の者から関連する情報を税務当局に提出させる法定調書の仕組みや、②調査対象者が個別に特定されていない段階でも、一定の条件の下、税務当局が第三者に対し取引情報等の提供を要請する仕組みが整備されていることが確認された。

まず、法定調書については、我が国においても、基本的に、一定の取引を行い、報酬を支払う「企業」が税務当局に提出する仕組みとされているが、「個人」が報酬を支払う場合には、基本的に提出義務がないことから、個人同士がインターネットを介して取引を行うケースでは、所得の把握が困難であるという課題がある。他方、無数の個人に法定調書の提出を求めることは、事務負担や適正な執行を担保する面から課題がある。

この点、主要国においては、同様の問題意識から、法定調書により、資金決済機関やインターネット上で様々な取引の仲介等を行う事業者の情報

出を求めるといった対応を行っている国があることが確認された。(詳細は下記の参考2を参照)

また、税務当局が必要に応じて第三者に対し不特定の納税者に係る情報の提供を要請する仕組みについても、従前からこうした制度が存在していた国があるほか、近年、インターネット取引に関連する課税漏れの増加等に対応するため制度整備を行った国もあることが確認された。(詳細は下記の参考3を参照)

こうした情報提供要請権限については、機動的な情報収集を可能としつつ権限行使の適正性を担保するための枠組みをどうするかが課題となるが、今後も変化・多様化し続けるデジタルエコノミーの取引形態に関して柔軟に情報収集を行うためには有効なツールと考えられる。また、国際課税の文脈では、国際的租税回避商品の購入者等の把握が重要となっているが、不特定の納税者に関する情報提供要請権限が導入された場合、そうした課題に対しても有用となる可能性がある。

デジタルエコノミーにおける取引を通じて稼得する者の所得の適切な把握については、我が国においては未だ黎明期にあるデジタルエコノミーの普及拡大の重要性に留意しつつ、関係者の事務負担、税制以外の制度の整備状況を踏まえ、諸外国の制度も参考に具体的な方策に関する検討を進める必要がある。

(参考2) 主要国における取組 (法定調書)

- ・ アメリカでは、銀行等の決済機関及び第三者決済機関が、売上等の決済情報を税務当局に報告する法定調書が存在している。
- ・ フランスでは、インターネット上で様々な取引の仲介等を行う事業者が、当該取引の当事者の収入等に係る情報を税務当局に報告する法定調書が2020年から導入される予定。

(参考3) 主要国における取組 (情報提供要請権限)

- ・ フランスでは、2014年に、インターネット取引を通じて稼得された所得に係る課税漏れの増加等に対応する観点から、調査対象者が特定されていない段階でも、税務当局が第三者に対し一定の条件を指定し、該当する取引情報等の提供を要請することが可能とされた。
- ・ イギリスでは、税務当局が不特定の納税者に係る情報提供要請を行う仕組みについて、2013年・2016年の法改正により、一定の条件の下で、情報提供要請の対象となる第三者の範囲が、様々な取引の仲介等を行う事業者等に拡大された。
- ・ ドイツでも、判例に基づき税務当局が不特定の納税者に係る情報提供要請を行うことが可能であったが、2017年の法改正により、こうした権限が法律上明文化された。
- ・ アメリカやカナダでは、従前から、一定の手続的統制の下で、税務当局が不特定の納税者に係る情報提供要請を行う仕組みが存在している。

# 自主的な適正申告の促進策

## シェアリングエコノミーに関する近年の動向（主なもの）

### <シェアリングエコノミー全般>

平成 28 年 11 月

内閣官房 IT 総合戦略室シェアリングエコノミー検討会議、  
中間報告書を公表

- ・ 中間報告書の一項目として、シェアリングエコノミー・モデルガイドライン\*を提示。
- \* 各業界が自主的なガイドライン等を策定する場合に盛り込むことが考えられる項目及び内容を示したもの。

平成 29 年 6 月

（一社）シェアリングエコノミー協会、  
「シェアリングエコノミー認証制度」を開始

- ・ 上記モデルガイドラインに沿って業界の自主ルールを策定するとともに、同ルールに適合したプラットフォーム事業者を認証（申請ベース）する仕組み<sup>（注1）</sup>。
- ・ 利用者の本人確認の実施が審査項目の一つ<sup>（注2）</sup>。

（注1）平成 30 年 9 月現在、20 事業者が認証を受けている。

（注2）当該認証を受けていないプラットフォーム事業者においても、自主的に本人確認を実施している例が複数ある。

（参考）平成 30 年 7 月

内閣府「『シェアリング・エコノミー等新分野の経済活動の計測に関する調査研究』報告書」公表

→ シェアリングエコノミーの市場規模（生産額）について、  
4,700 億円～5,250 億円と試算。

### <民泊>

平成 29 年 6 月 住宅宿泊事業法成立

平成 30 年 6 月 住宅宿泊事業法施行

- ・ 住宅宿泊事業者（民泊のホスト）について、都道府県知事への届出を義務化。
- ・ 住宅宿泊事業者の登録情報や実際の宿泊者数等はデータベース化。国税当局を含む関係行政機関で情報を共有。

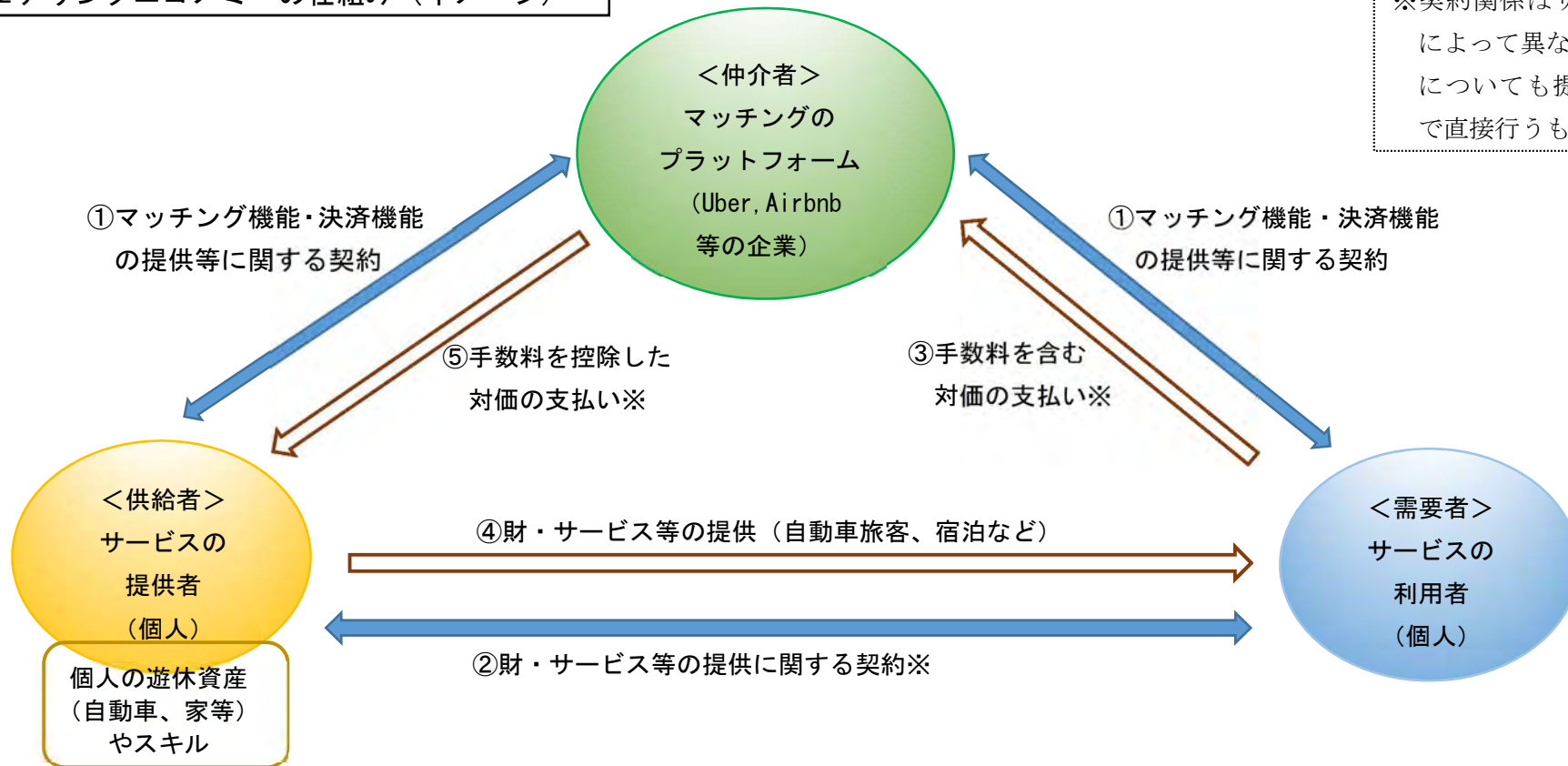
## シェアリングエコノミーの仕組み

○ 総務省「平成 29 年版情報通信白書」（平成 29 年）では、シェアリングエコノミーを「個人等が保有する活用可能な資産等を、インターネット上のマッチングプラットフォームを介して他の個人等も利用可能とする経済活性化活動」と定義。

(注) シェアの対象として、スペース、移動、スキル・時間、モノ、カネ等を想定、シェアの形態も、レンタルから売買までを対象。

### シェアリングエコノミーの仕組み（イメージ）

※契約関係はサービスの種類によって異なる。また、決済についても提供者と利用者で直接行うものもある。



(出典) 内閣府経済社会総合研究所「『シェアリング・エコノミー等新分野の経済活動の計測に関する調査研究』報告書概要」(平成 30 年 7 月) 及び各社約款等を基に財務省作成。

## シェアリングエコノミーの類型

※内閣府経済社会総合研究所『「シェアリング・エコノミー等新分野の経済活動の計測に関する調査研究」報告書概要』（平成30年7月）より抜粋

### 3.1 国内シェアリング・エコノミー業界の概況

各分野のシェアリングについて、既存の産業分類との関連を踏まえ、業態を類型化。

分野	類型	事業内容	備考
スペース	民泊	個人の自宅や空家等住宅をシェアし宿泊者向けに貸し出し	
	その他不動産の賃貸	空き地やテナント等の空きスペース、シェアオフィス等のレンタル	※主にBtoC
	その他	駐車場のレンタル	
		広告スペースのシェア	
移動	ライドシェア	個人(家計)が行う旅客輸送サービスや相乗り(のマッチング)	※白タクは道路運送法上の規制対象。
	タクシー等のマッチング	法人(企業)や個人事業主が行う伝統的な旅客輸送サービス(のマッチング)	※タクシー配車等既存産業と同様。
	乗り物のシェア	個人(家計)が所有する自動車等の乗り物を貸し借りする。	※モノのシェアに該当。
	レンタカー等	法人(企業)等が自ら所有するものの賃貸サービス	※レンタカー等既存産業と同様。
モノ	モノのレンタル	服飾品や雑貨等を個人間で貸し借り 企業等の保有資産(服飾品、自動車、研究設備等)をレンタル	※主にC to C ※主にB to C
	中古品販売	中古品を売買	
	ハンドメイド品販売	個人のハンドメイド品を売買	
スキル・時間	オンラインマッチングサービス	家事サービスもしくは家政婦等(のマッチング) イラスト制作等、個人のスキルのフリーマーケット	※家事サービス等は既存産業と同様。 ※代行などの時間のシェアを含む。
	クラウドソーシング	企業等がインターネットを介して不特定多数の人々に案件の依頼を行う。	
カネ	寄付型	被災地・途上国等の個人・小規模事業者等に対して、ウェブサイト上で寄付を募集する、等	
	購入型	購入者から前払いで集めた代金を元手に、製品の開発・生産等を行い、完成後の製品・サービス等を購入者に提供する等 プラットフォーム事業者を介して、 ・事業者が発行する株式を購入する(第一種少額電子募集取扱業) ・投資家と事業者との間で匿名組合契約を締結し、出資を行う。(第二種少額電子募集取扱業) ・事業者に融資を行う(貸金業)	



## シェアリングエコノミーの市場規模

※内閣府経済社会総合研究所「『シェアリング・エコノミー等新分野の経済活動の計測に関する調査研究』報告書概要」（平成30年7月）より抜粋  
（赤枠は財務省にて付加）

### 4.3 シェアリング・エコノミーの生産額の試算（2016年）<sup>注1) 注2)</sup>

- 各分野ごとの生産額の規模を試算した上で、2.2で検討した3つの領域を踏まえつつ規模を整理。全体の生産額規模は約4,700億円～5,250億円程度。
- 「②SNAの生産の境界内ではあるが、捕捉できていないと考えられるもの」の規模は950億円～1,350億円程度。

シェアの分野	生産額規模（2016年）			総額
	「①SNAの生産の境界外となるもの」	「②SNAの生産の境界内ではあるが、捕捉できていないと考えられるもの」	「③SNAの生産の境界内であって、現状捕捉されていると考えられるもの」	
	中古品販売 CtoCの金融取引等	CtoCの実物取引等	仲介手数料、 持ち家帰属家賃（民泊分）等	
スペース	—	700億円～1,000億円程度	700億円～800億円程度	1,400億円～1,800億円程度
モノ	2,700億円～2,750億円程度 <sup>注3)</sup>	150億円程度	100億円～150億円程度	3,000億円程度
スキル・時間	—	100億円～200億円程度	50億円程度	150億円～250億円程度
カネ	— (550億円～600億円程度 <sup>注4)</sup> )	—	150億円～200億円程度	150億円～200億円程度 (+カネのシェア①が550億円～600億円程度 <sup>注4)</sup> )
合計	2,700億円～2,750億円程度 (+カネのシェア550億円～600億円 <sup>注4)</sup> )	950億円～1,350億円程度	1,000億円～1,200億円程度	4,700億円～5,250億円程度 (+カネのシェア①が550億円～600億円程度 <sup>注4)</sup> )

注1) 現時点で利用可能な情報を用い一定の前提に基づいて試算した結果であり、幅を持って見る必要がある。

注2) 移動のシェア（ライドシェア）については、道路運送法上の白タク規制などの規制を踏まえ、我が国における経済活動は極めて小規模と考えられるため、今回の推計からは除外した。

注3) モノ①の生産額規模は、総額の3,000億円程度から②及び③を差し引いている。

注4) カネのシェアのうちC to Cの資金の取引に関してはSNA上の生産に当たらず金融取引となるため、参考値とし、合計からも除外している。

# 住宅宿泊事業法の概要

## 背景・必要性

- ここ数年、民泊サービスが日本でも急速に普及
- 多様化する宿泊ニーズ等への対応
- 公衆衛生の確保や地域住民等とのトラブル防止、無許可で旅館業を営む違法民泊への対応 等

## 概要

### 1. 住宅宿泊事業者に係る制度の創設

- ① 都道府県知事への届出が必要  
(年間提供日数の上限は180日(泊)とし、地域の実情を反映する仕組みの創設)
- ② 住宅宿泊事業の適正な遂行のための措置(衛生確保措置、騒音防止のための説明、苦情への対応、宿泊者名簿の作成・備付け、標識の掲示等)を義務付け
- ③ 家主不在型の場合は、上記措置を住宅宿泊管理業者に委託することを義務付け
- ④ 都道府県知事は、住宅宿泊事業者に係る監督を実施

※ 都道府県に代わり、保健所設置市(政令市、中核市等)、特別区(東京23区)が監督(届出の受理を含む)・条例制定措置を処理できる

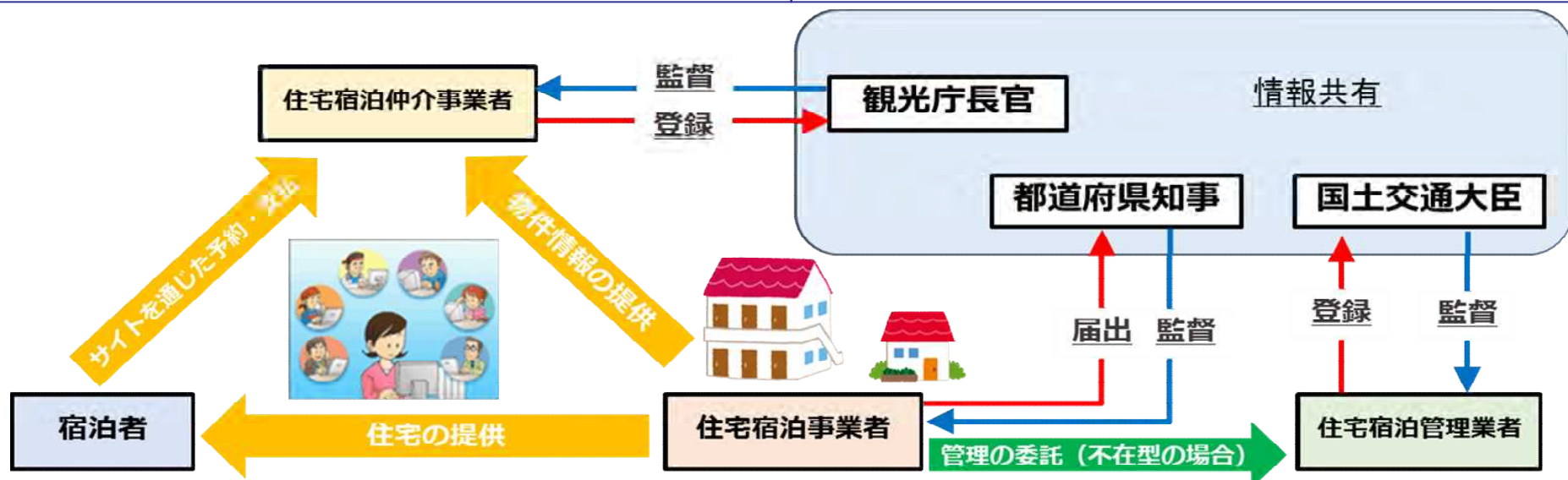
### 2. 住宅宿泊管理業者に係る制度の創設

- ① 国土交通大臣の登録が必要
- ② 住宅宿泊管理業の適正な遂行のための措置(住宅宿泊事業者への契約内容の説明等)の実施と1②の措置(標識の掲示を除く)の代行を義務付け
- ③ 国土交通大臣は、住宅宿泊管理業者に係る監督を実施

### 3. 住宅宿泊仲介業者に係る制度の創設

- ① 観光庁長官の登録が必要
- ② 住宅宿泊仲介業の適正な遂行のための措置(宿泊者への契約内容の説明等)を義務付け
- ③ 観光庁長官は、住宅宿泊仲介業に係る監督を実施

○公布 平成29年6月16日 ○施行期日 平成30年6月15日



# 住宅宿泊事業に係る情報連携

- 住宅宿泊事業に関連する各事業者の情報は、観光庁で取りまとめの上、関係行政機関へ提供
- 提供に当たっては、申請・届出情報に加え、各種報告情報も付加

